

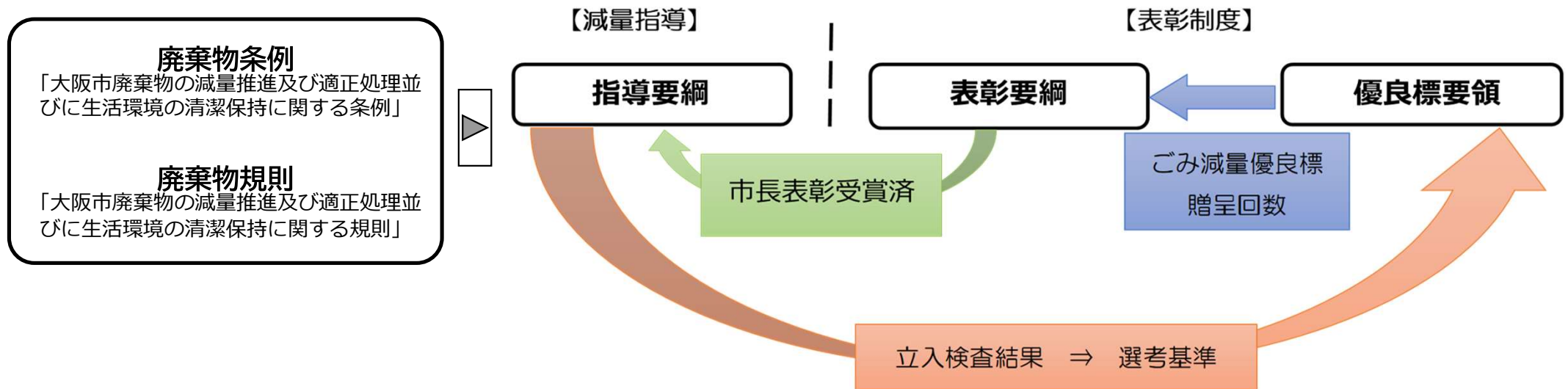
令和6年度 廃棄物管理責任者講習資料
大阪市 環境局 事業部 一般廃棄物指導課

制度のお知らせ

- ① 「報告の徴収」の詳細
- ② ごみ減量優良標の贈呈基準、デザイン＜変更＞
- ③ 申請書類（提出時の注意事項、郵送等の提出先）＜変更＞

① 「報告の徴収」の詳細

特定建築物に関する規程＜相関関係図＞



	指導要綱	表彰要綱	優良標要領
名称	「特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱」	「事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建築物の所有者等に対する表彰実施要綱」	「ごみ減量優良標等贈呈基準実施要領」
概要	特定建築物の所有者等に対する報告の徴収、立入検査	特定建築物の所有者等に対する表彰（局長表彰、市長表彰）	特定建築物の所有者等に対する優良な取組の評価

① 「報告の徴収」の詳細



「報告の徴収」「立入検査」について、教えて？

特定建築物の所有者又は管理者から提出された減量計画書に基づき、
廃棄物の減量や資源化が効果的に行われているかを、
確認します。



報告の徴収



対象となる建築物は、取組状況を報告する。

サイクル：原則 2 年に 1 回

報告内容：立入検査項目から市長が必要と認める項目。

立入検査



対象となる建築物に対して、立入検査を行う。

サイクル：原則 2 年に 1 回

検査方法：立入検査項目に基づき、点数評価を行う。
必要に応じて指導や助言を行う。

確認書類：廃棄物の処理に関する契約書・マニフェストなど

確認箇所：ごみ保管庫・分別ボックス設置・混入状況など

① 「報告の徴収」の詳細

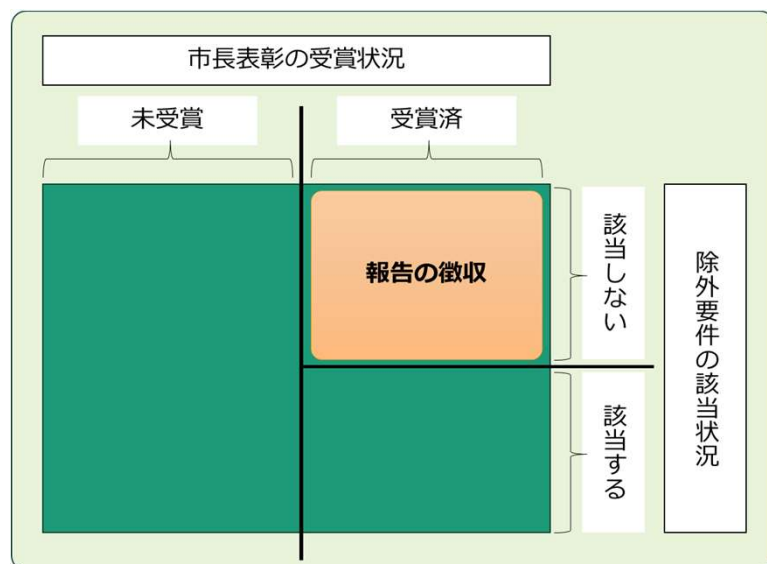


「報告の徴収」について、詳しく教えて？

令和6年度～

＜対象＞

市長表彰受賞済で、
除外要件に該当しない特定建築物



＜所有者又は管理者が行うこと＞

報告の徴収に関する通知が届いたら、
報告期限までに、報告※₁する。

＜注意＞

- ・ 報告の徴収では、日程調整、立入検査、結果書の交付などは、ありません。
- ・ ただし、期限までに報告がない場合や、報告内容に対し指導・助言が必要な場合※₂は、**同一年度内に、立入検査を実施します。**

※₁ 行政オンラインシステム、郵送等

※₂ 取組への指導・助言が必要な場合とは、
「日常的な産業廃棄物の保管場所内に法定掲示板を設置していない」
「日常的に排出する産業廃棄物について契約書及びマニフェストを作成していない」 など



優良な取組を
継続できる
建築物が
増えた

① 「報告の徴収」の詳細



除外要件に該当する場合、どうなるの？

毎年、立入検査を実施します

模範的な建築物として
法令遵守を徹底！！

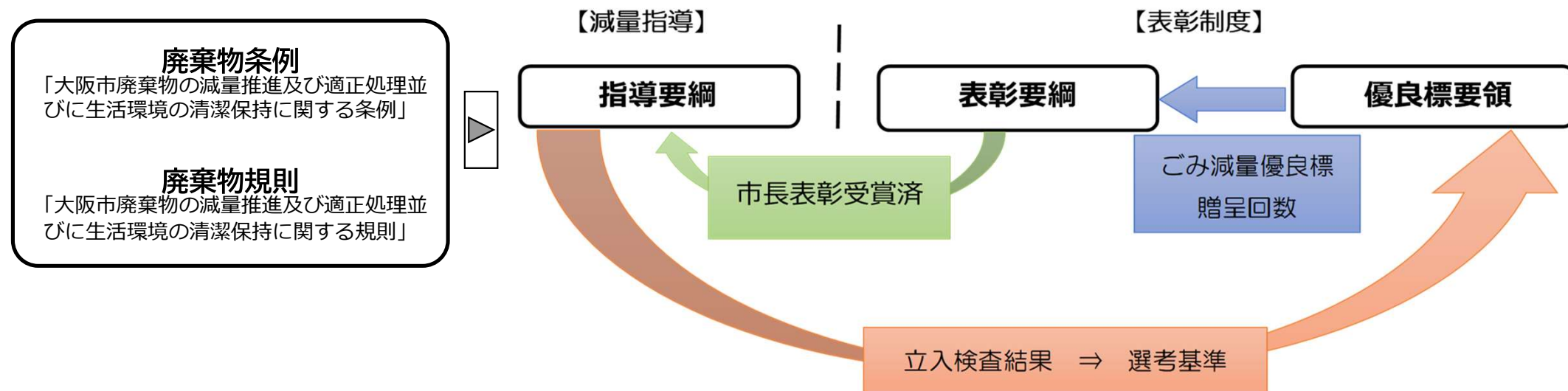
【報告の徴収の除外要件】

- ・ 次の両方が評価されていない場合
 - 「日常的な産業廃棄物の保管場所であることを掲示（法定掲示板）している」
 - 「日常的に排出する産業廃棄物について契約書及びマニフェストを作成している」
- ・ 立入検査結果で評価点合計が著しく低い場合
- ・ 不適切な廃棄物処理を行った場合
- ・ その他、立入検査による指導が必要と市長が認める場合



② ごみ減量優良標の贈呈基準、デザイン

特定建築物に関する規程＜相関関係図＞



＜規程＞

	指導要綱	表彰要綱	優良標要領
名称	「特定建築物における事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する指導要綱」	「事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建築物の所有者等に対する表彰実施要綱」	「ごみ減量優良標等贈呈基準実施要領」
概要	特定建築物の所有者等に対する報告の徴収、立入検査	特定建築物の所有者等に対する表彰（局長表彰、市長表彰）	特定建築物の所有者等に対する優良な取組の評価

② ごみ減量優良標の贈呈基準、デザイン

廃棄物の減量等に関する行政指導を遵守し、他の模範となる特に優秀な特定建築物の所有者又は管理者には、「ごみ減量優良標」を贈呈しています。

選考対象	市長表彰未受賞の特定建築物	<u>優良標要領（令和6年4月1日改正）</u> <経過措置> ・令和6年度の優良標贈呈は、<u>旧基準</u>を適用。 （選考対象：全ての特定建築物、選考基準：偏差値55点以上） ・令和7年度以後の優良標贈呈は、<u>新基準</u>を適用。 POINT！ 要領改正前に立入検査を受けた特定建築物に不利益とならないよう、経過措置を設定。
選考基準	偏差値55点以上かつ、 <u>次の両方が評価されていること</u> 「日常的な産業廃棄物の保管場所であることを 掲示（法定掲示板）している」 「日常的に排出する産業廃棄物について 契約書およびマニフェストを作成している」	

なお、本市関係の特定建築物（本市所有等）は、これまでごみ減量優良標の贈呈基準を満たす場合でも、贈呈対象から除外してきたことを鑑み、市長表彰の受賞基準に準ずると認められる場合は、市長表彰受賞済特定建築物として取り扱う。

② ごみ減量優良標の贈呈基準、デザイン



ごみ減量優良標はいつもらえるの？

立入検査実施の翌年度に贈呈します。

<基本>

登録	1 年目	2 年目	3 年目
立入検査	実施	不要	実施
成績	集計（偏差値） →立入検査は、原則 2 年に 1 回のため、 翌年度は検査不要。 →成績下位、または、立入検査の対象 年度に検査を行わなかった特定建築物 は、翌年度も立入検査を実施。		以降、 繰り返し
贈呈基準		選考 （偏差値、産廃項目）	
優良標		贈呈【10月】	



② ごみ減量優良標の贈呈基準、デザイン



贈呈基準はなぜ変わったの？

- 指導要綱の改正により、**市長表彰受賞済特定建築物**は、立入検査結果に基づく**成績（偏差値）**の算出対象から外れることになる。
- **評価対象者（市長表彰未受賞建築物）**が**優良建築物の評価を得やすくなる**とともに、廃棄物の適正処理に関する**全体の質を確保**できるよう、贈呈基準を改正した。

【効果】

全体として優良建築物の
評価を得やすくなる

【追加】

産業廃棄物は、廃棄物の排出から保管・処理
の基準が、廃棄物処理法に明記されている



廃棄物の適正処理、法令遵守を確認する



② ごみ減量優良標の贈呈基準、デザイン



ごみ減量優良標はどんなもの？

<現在>

優良標
(形状：シール)



貼付台紙



令和7年度贈呈分から、優良標のデザインを変更します！



新しい優良標（案）

・優良回数に応じて★の数が増える

優良回数が、

- ★5つ（連続して5回取得の場合）
 - ★6つ（通算で6回取得の場合）
- になると、環境局長表彰を贈呈



③申請書類（提出時の注意事項、郵送等の提出先）

<大阪市へ提出が必要な書類>

提出書類	提出期限	申請内容
<第1号様式> 廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書	毎年4月30日	廃棄物の廃棄量、再生量、 連絡先メールアドレス など
<第2号様式> 廃棄物管理責任者選任（解任）届出書	【初回】 選任した日から 30日以内	選任された廃棄物管理責任者の 氏名・連絡先など
	【変更】 速やかに	選任・解任された廃棄物管理責任 者の氏名など
<第11号様式> 計画書記載事項変更届出書	【変更】 速やかに	建物名称、所有者・管理者の氏名、 メールアドレスなどの変更
廃棄物管理責任者講習アンケート	毎年2月中旬頃	廃棄物管理者講習アンケートの 回答

廃棄物管理責任者が
転勤や退職などで、
変更

⇒第2号様式を提出

併せて、

廃棄物管理責任者の
メールアドレスを、減量計画書の
連絡先メールアドレスとして届出し
ている場合

⇒第11号様式
を提出

③ 申請書類（提出時の注意事項、郵送等の提出先）

提出方法

① 行政オンラインシステム

② 郵送等

大阪市では、行政オンラインシステムを活用しての電子申請を推奨しています

《電子申請のメリット》
ペーパーレス化の推進、24時間利用可能、
申請履歴の確認が可能、送付料金の削減など

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>



大阪市ホームページトップ
> くらし > 行政オンラインサービス
> 大阪市行政オンラインシステム

「大阪市行政オンラインシステム
トップページ」をクリック

大阪市行政オンラインシステムコールセンター
0120-835-802

平日9時00分～17時00分
(年末年始を除く)
※システム操作に関する問合せ先

大阪市行政オンラインシステムトップページ
> ログイン > 手続き一覧（事業者向け）
> 条件を指定して検索 > 組織 > 室・局 > 環境局

チャットサポート

※よくある質問と質問に対する
回答が表示されます。
(チャットでやりとりできる
機能ではありません。)

③申請書類（提出時の注意事項、郵送等の提出先）

提出方法

① 行政オンラインシステム

② 郵送等

<ご注意>

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

なお、特定建築物の所有者又は管理者、廃棄物管理責任者の方が提出される場合は、これまでどおり「申請を開始する」のボタンより、ご提出ください。

申請を開始する

本人に代わり申請を開始する

ウィンドウを閉じる

③申請書類（提出時の注意事項、郵送等の提出先）

提出方法

- ① 行政オンラインシステム
- ② 郵送等

<変更>

大阪市へ提出が必要な書類は、

一般廃棄物指導課出張所分室 宛てに、
提出をお願いいたします。

令和7年1月27日<本講習の開始日>から

〒556-0024

大阪市浪速区塩草2-1-1 4階

大阪市環境局 事業部 一般廃棄物指導課出張所分室

